18. 移行に向けての準備

⑴ 市の役割

● 基礎数字の把握

高齢者数・認定者数・一人暮らし高齢者数の推計、世帯構成、給付費の伸び、人口推移、サービス量の推計、認知症高齢者の推計、新規申請者の推計、現行サービスの利用状況、市民意識調査からのニーズ把握、要支援１・２の認定者の推計等etc…

● 課内での議論

上限額設定に関しては、前年度の実績が大きく影響
現行の地域支援事業のように給付費の３%が上限という設定でないことに留意
総合事業の開始年度をいつにするかについて、年度も検討
組織改編に及ぶ議論を重ね、介護保険課予防推進係は高齢福祉課に統合され、高齢施策課となり、包括ケア推進係と生まれ変わり総合事業を推進

理事者・議会等への説明

- 事業の狙いを説明（決して要支援者切ではないこと、多様なサービスにより選択の幅が広がるメリットを強調、強制的にサービス利用の誘導を行うわけではないことも説明）
- 市民福祉委員会に向けては、地域包括ケアの勉強会を活用し、総合事業の説明実施
- 上限額（事業費）のからくりを説明（早期に開始することの保険者・住民・事業者に関するメリットを説明）

関係課との調整

財政当局との調整

- 開始時期をいつにするかによって、予算編成も通念と変わるため、密に連携を図りながら、予算の修正を図った

地域包括ケア推進会議を設置

- 多様なサービスの創出、医療介護の連携、生活支援体制整備について、他部署と部課横断的な連携を図る体制を整備

● 医師会との調整

・主治医の理解が必要なため、総合事業の趣旨説明

・総合事業をきっかけに「医療・介護の連携会議」の場を創設

・二次アセスメントシートの作成

・本市オリジナルの診療情報提供書等の微修正を図る

● 介護保険運営協議会での検討

【開始時期】

●平成２７年度から「総合事業」開始

●平成２８年度から「総合事業」開始

●平成２７年度　予防給付を残したまま「総合事業」開始

★平成２７年度　上半期は予防給付を残したまま「総合事業」を開始し、下半期から全面移行

⇒必要なサービスの種類と内容

⇒必要な事業量の算定と人材確保等

●地域包括支援センターとの調整

◆総合事業の要は「地域包括支援センター」である

総合事業の趣旨や包括が担う役割、事業の整理や相談時の流れについて、整理するために定例会議を新たに追加

◆奇数月の第3(木)に集まり、総合事業に向けた準備会議を開催

作業部会として**「予防部会」**を立ち上げる

●予防部会での作業

- 開始時期とサービス種類と内容及びサービス量の検討
- 要支援１・２の認定者のサービス利用傾向の分析
- 現行サービスから新しいサービスへの移行割合の算出
- 利用者の意向確認
- 必要なサービスの内容を検討
- 窓口での対応に関するフローチャートや包括来所・相談時のフローチャートの作成

- 基本チェックリスト後のアセスメントツール案の検討
- 必要な帳票類の整理
- 介護予防ケアマネジメントの流の作成
- 介護予防ケアプランの費用案の作成
- 総合事業に向けた多様な事業でのシミュレーションの実施
  - → 現行サービス利用者にアセスメントツール案を試行
  - → サービス利用体系図の作成等
- 契約書のひな形・重要事項説明書等の作成

担当課としての役割

- システム改修の準備
- 介護予防事業の実施要綱の廃止及び総合事業の実施要綱等の作成
- 事業参加者数の推定及び予算の確保
- 事業対象者の証　発行準備
- 申請書類や窓口対応マニュアルの作成
- 委託契約書の作成や請求方法の検討
- 事業運営マニュアルの作成等
- 包括法人理事者向け代表者会議で総合事業の説明会を実施

19. 2014年　総合事業開始に向けての準備（タイムスケジュール）

10月半ばから準備開始

上限額の設定
事業体系・事業内容及び事業量の算定し直し
介護保険運営協議会で、再度開始時期の検討
第６木介護保険事業計画の修正
H27年の地域支援事業にかかる予算の見直し

11月

総合事業の実施に向け、奇数月の包括会議を新たに追加
総合事業のケアマネジメントの考え方の統一と共有化
総合事業の実施に向け、医師会との調整
総合事業の内容・事業数・サービス量の確定
第１回　システム会社との打ち合わせ
上限額の設定見直し
事業量の算定見直し
平成27年度予算案の確定

12月

医療・介護の連携会議の場を設置（第１回会議）
第２回　システム会社との打ち合わせ

2015年

1月

奇数月の包括会議の下部組織として**「予防部会」**を設置

総合事業のリーフレット作成開始
第２回　医療・介護の連携会議（アセスメントツール作成に向けて）
アセスメントツール（案）の検証
ケアプランの単価設定（案）作成
プラン請求方法の検討
窓口対応マニュアル（案）作成
総合事業に関するマネジメント特性の整理
第３回　システム会社との打ち合わせ
奈良県国保連豪快との打ち合わせ会議
ケアプランの帳票類（案）の作成
広報の打ち合わせ

2月

包括理事者向け、総合事業の説明会実施
総合事業導入に向け市民啓発として市民フォーラムの開催
生活・介護支援サポーター養成講座の実施（基礎編→３回開催）
第３回　医療・介護の連携会議
広報での市民周知
計画作成依頼届出書の作成
介護保険の更新案内の挿入文書の変更
総合事業のコンセプトのまとめ
総合事業の必要書類の確定
一般介護予防事業向け、運動DVDの作成
基本チェックリストの帳票作成

3月

介護予防ケアマネジメントの契約書（案）作成
介護予防ケアマネジメントの重要事項説明書（案）作成
第４回医療・介護の連携会議
介護予防事業に関する実施要綱の廃止に向けた準備
多様なサービスに関する契約書・仕様書の作成
総合事業の実施に向けた**事業所説明会の実施**
事業対象者の証発行準備
生活・介護支援サポーター養成研修（基礎編3回、実用編6回、計9回の実施）
新規申請者の窓口対応マニュアルの確定
システム会社との打ち合わせ
「事業対象者の証」発行テスト
生活支援サービスで稼働できる人員の確認
総合事業のプラン再委託の金額調整

4月

総合事業に関する**介護予防ケアマネジメント研修の実施**
多様なサービスに向け事業所等との委託契約
総合事業利用者の受付台帳の整備
直営事業の見直し（効率化と簡素化を図りつつ、質は向上）
新しい体制での担当者の見直しと総合事業の内容を共有化
5月のケアプランの支払い準備（包括との突合）
生活支援サービスの担い手に対する研修会の調整
生活・介護支援サポーター養成講座修了者のOB会実施（自主開催への展開）
一般介護予防事業に関する介護予防把握事業の整理
介護予防拠点施設でのサービス内容の（案）作成
認知症初期集中支援チームの稼働に向けて準備会議
集中型Cの事業所との打ち合わせ
医師会向け、総合事業の研修会企画（８月28日開催予定）
事業対象者の証発行

20. 医療と介護の連携の場を調整（アセスメントツール作成会議）

スケジュール

●H26.11月末まで
・アセスメントツール案の作成
・ご協力いただける医師を医師会から推薦（2名）
・他に医療チーム、介護チームから推薦いただき
合計１１名の参加による会議を開催

●12月22日：第1回　作成会議
⇒アセスメントツール案を利用して、事業選定基準が導き出されるか、要検討（宿題）
●H27.１月22日：第2回アセスメントツール作成会議
●　2月　：第3回アセスメントツール作成会議
●　３月～　試行的にツールを使用
●　６月　：第4回アセスメントツールの検証及び修正等
○　8月　：医師会向け「総合事業説明会」
●　9月　：広報等において、再度周知

H27年10月　総合事業の本格的な開始

21. アセスメントツール（案）

生駒市版　（おもて・案）

ふりがな	
利用者氏名	生年月日　昭和　年　月　日（　歳）
住所	生駒市　電話（　－　）
世帯区分	1.単身　2.高齢者のみ　3.その他
障がい高齢者の日常生活自立度　：	認知症高齢者の日常生活自立度　：

●主訴

●家族の意向

I．健康状態	
1	現在の主な疾患 定期受診　：　○回／月　マッサージや整骨院　：　○回／月
2	既往歴
3	服薬　○○種類（内容：　）
4	お薬手帳を利用していますか　はい　・　いいえ
5	平常時の血圧　／　mmHg　服薬　有（　）・無
6	肉類、卵、魚介類のうち、いずれかを毎日、一つ以上食べていますか。　はい　・　いいえ
	1日にとる水分について　合計　c.c

現行の予防給付作成プランにも対応可能。
能力と行為が明確になるように工夫。
国のガイドラインの要素も加味しながら、作成中。

- 医療介護の連携の場で作成

➡ 地域包括支援センターの全面的な協力の元、実施！

２２．生駒市における新規申請者への窓口対応の流れ

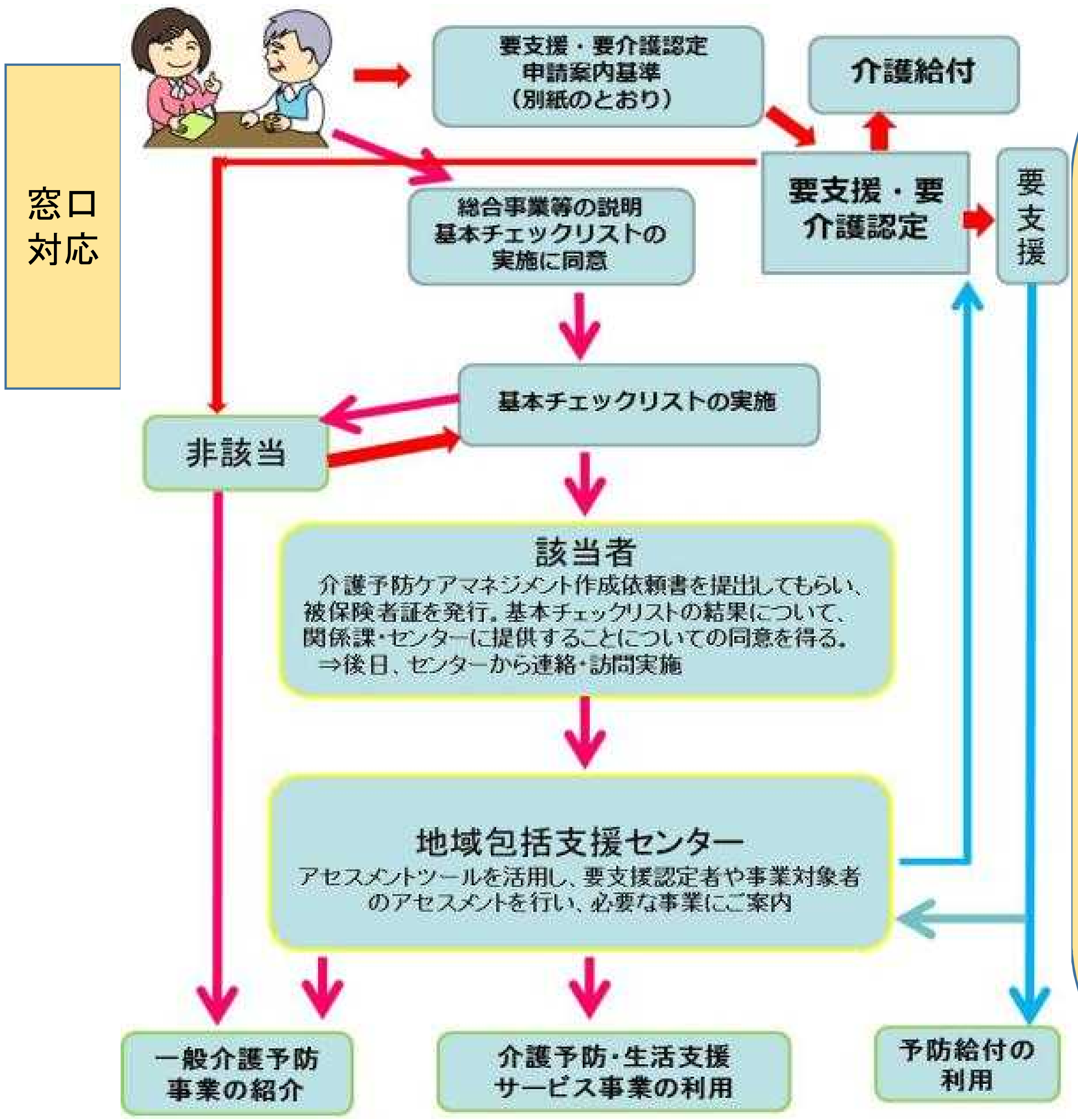

【対応窓口】
介護保険課･高齢福祉課･地域包括支援センター

1. 来所者の主訴を尋ね、おおまかな状態像を聞き取り、あきらかに要介護認定が必要な人は、介護申請を案内。
2. 介護保険サービスや総合事業のサービス等の説明を行い、基本チェックリストの実施について同意いただいた人に実施。
3. 非該当者については、一般介護予防事業等のご案内
4. チェックリスト該当者については、介護予防ケアマネジメント依頼書を提出してもらい、被保険者証を発行。
   後日、担当の地域包括支援センターから連絡が入る旨伝え、情報提供に同意を得る。
5. 担当課より地域包括支援センターに情報提供し、再度、制度の説明を行った上、総合事業の利用希望者には、介護予防ケアマネジメントを始める。
6. センターは、速やかにサービス事業所に連絡を入れ、サービス利用を開始する。

２３．申請案内を勧める場合の例（案）を作成中

〇自分一人で杖をつき歩行することや歩行器を使用しても一人で歩くことができない高齢者
（移動は車いす、もしくは寝たきりである。）

〇認知症の悪化により日常生活に支障をきたしている高齢者
（買う品物を忘れてしまうため、必要な物を一人で購入することができない。料理をする段取りを忘れてしまい、一人で調理ができなくなっている。金銭の管理ができない。）

〇一人での入浴や体を洗う行為ができなくなっており、入浴を目的とするサービス意向が強い場合

〇服薬や病気の管理のために「訪問看護サービス」の利用目的がある場合

〇自宅内での移動や外出、浴槽が深いなどの理由から「住宅改修」や「手すり等の設置」が必要な場合や「福祉用具のレンタルや購入」の希望が明確な場合

〇家族の介護力の問題で、長時間の預かりの場を求めている場合
（不適切な介護や高齢者虐待の疑いなどで、家族との分離が必要なため、定期・不定期のショートステイ利用が必要な場合など。）

〇その他

２４．総合事業利用時のマネジメント費（案）及び簡易プラン（案）

＜ 総合事業のみ利用の場合のケアマネジメント費 （案） ＞

ケアマネジメントプロセス	ケアプラン	利用するサービス		サービス提供開始月	2月目（翌月）	3月目（3ヶ月後）
原則的な ケアマネジメント （ケアマネジメントA）	作成あり	訪問型C・通所型Cサービス **集中介入期** パワーアップPLUS教室 **移行期** 介護予防通所介護 介護予防訪問介護	サービス担当者会議	○	×	○
			モニタリング等	－	○	○
			報酬（案）	4,000円 ＋3,000円	4,000円	4,000円
簡略化した ケアマネジメント （ケアマネジメントB）		その他 （委託・補助）のサービス **移行期** パワーアップ教室 転倒予防教室	サービス担当者会議	△ （必要時実施）	×	×
			モニタリング等	－	×	△ （必要時実施）
			報酬（案）	4,000円 ＋3,000円	－	4,000円
初回のみの ケアマネジメント （ケアマネジメントC）	作成なし ケアマネジメント 結果の通知	その他 （委託・補助）のサービス **生活期** ひまわりのつどい 生活支援サービス	サービス担当者会議	×	×	×
			モニタリング等	－	×	×
			報酬	（新規）7,000円 （継続）4,000円	－	－

25. 総合事業についての普及啓発

2月15日号に「総合事業」の特集掲載

2月22日（日）市民フォーラム開催
（地域力向上について啓発とした
キックオフ会議的なフォーラム）

2月24・25・26日
「生活・介護支援サポーター養成講座」（
・生活支援サービスの担い手の確保
・介護予防普及推進員の確保

総合事業のリーフレット及びDVDの作成

地域包括支援センターのDVD作成

3月24日　総合事業に関する事業者説明会

４月14日　総合事業に関するケアマネジメント研修会

市民フォーラム
（市民公開講座）
～高齢社会を支えるのは「地域の底力」～
住み慣れた地域で生活するには、行政のサポートや介護保険サービスだけでなく、地域でお互いに支え、助け合う地域づくりが必要です。「地域力」について、自ら出来る事を考えてみましょう。
日時 2015年（平成27年）
2月22日（日）13:30～16:30
場所 生駒市コミュニティセンター文化ホール
参加費 無料　定員 260名
第一部 13:40～14:10
「介護保険制度改正の内容と方向性について」
厚生労働省　老健局振興課　課長補佐　服部 真治氏
第二部 14:20～15:20
「これからの介護保険」
堀田 力（ほった つとむ）
支え合いのある、あたたかい地域を住民パワーとともに
公益財団法人 さわやか福祉財団　会長
堀田 力氏
第三部 15:30～16:30
「活動報告」　市内の活動実践報告
ひまわりの集い（通いの場）
支えあうまちづくりの会
あいさつ運動
【主催】さわやか福祉財団　【後援】生駒市
問合せ:生駒市介護保険課　TEL（0743）74-1111（内線488）　FAX（0743）72-1320

11月15日の広報でもA3　3枚で介護予防の啓発特集